

グランメッセ熊本利用料金の減免処置（改訂）

（目的）

- 第1 大規模でかつ継続的な利用者の確保に努めること等により、熊本産業展示場の安定した運営を図るため、利用料金の割引を実施するものとする。
- 2 利用料金の割引は、第3項に定める割引額の範囲内で実施するものとする。

（割引対象利用者）

第2 割引対象利用者は、次に掲げる者（原則として、熊本産業文化振興㈱から負担金又は助成金の交付を受ける者を除く。）とする。

- (1) 前年度において展示ホールを累積12万㎡以上使用した者、もしくは、当年度において12万㎡以上使用する者。
- (2) 前年度において展示ホールを累積8万㎡以上使用した者、もしくは、当年度において8万㎡以上使用する者。
- (3) 展示ホールを同一催し物で過去連続3年度間使用し、展示ホールの使用面積が累積15万㎡以上使用した者。
- (4) 展示ホール又はコンベンションホール全面、屋外展示場を連続10日以上使用する者。
- (5) 展示ホール又はコンベンションホールの使用において、連続6日以上備品を使用する者。

（割引額等）

第3 利用料金の割引額等は、次に掲げる通りとする。

- (1) 第2の(1)に該当する者に係る施設の利用料金の割引額は、3割引とする。
- (2) 第2の(2)に該当する者に係る施設の利用料金の割引額は、2割引とする。
- (3) 第2の(3)(4)に該当する者に係る施設の利用料金の割引額は、1割引とする。
- (4) 第2の(5)に該当する者については、6日目以降に係る備品の利用料金は徴収しない。

2 利用料金の割引額の調整は、次に掲げる通りとする。

- (1) 次に該当する者に係る施設の利用料金の割引額は、3割引とする。
 - ・ 第2の(2)及び(4)に該当する者。
- (2) 次に該当する者に係る施設の利用料金の割引額は、2割引とする。
 - ・ 第2の(3)に該当し、尚且つ(4)に該当する者。

（その他）

第4 第3に定めるもののほか、当該催し物が条例第1条の趣旨に照らし、情報、技術及び文化の交流を促すことで、熊本県の産業の振興及び県民文化の向上を図ることができる等の特別な事情があると評議会が認めた場合は、利用料金を割り引くことができる。

- 2 条例第9条第1項に規定する利用料金の額又は条例第13条第2項により、熊本産業文化振興㈱が知事の承認を受けて定める額に変更がある場合には、この定めの内容を見直すものとする。

附 則

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日 一部改訂)

この定めは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年8月1日 一部改訂)

附 則

平成29年度におけるこの定め適用に当たっては、平成28年度に適用すべきであった年度、期間等の基準に基づくものとする。

(平成29年4月1日 改正)

附 則

令和3年度におけるこの定め適用に当たっては、令和2年度に適用すべきであった年度、期間等の基準に基づくものとする。

(令和3年4月1日 改正)

附 則

令和4年度におけるこの定め適用に当たっては、令和2年度に適用すべきであった年度、期間等の基準に基づくものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた催事に限り適用する。

(令和4年4月1日 改正)

熊本産業展示場の利用料金減免措置について

1. 内容

(1) 割引内容、割引率

対象者			割引率
大口ユーザー 対策	1	前年度累積12万㎡又は当年度で12万㎡	3割
	2	前年度累積8万㎡又は当年度で8万㎡	2割
	3	過去3年度間同一催事使用+前年度までに累積15万㎡	1割
	4	展示ホール or CVホール全面または屋外展示場を連続10日以上使用	
	5	展示ホール or CVホール連続6日間以上の備品使用	6日以降、 備品料金 徴収なし

(2) 割引調整率

① 割引の合算

割引率	上記対象者
3割	2 + 4
2割	3 + 4